

堺市公報 第94号	令和元年11月1日発行
堺市公報	発行
	堺市（総務局行政部法制文書課） 堺市堺区南瓦町3番1号

目次

	頁
<告示>	
○土壌汚染対策法第11条第1項に基づく形質変更時要届出区域の指定について 【環境局環境保全部環境対策課】	1
○児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者の指定について 【子ども青少年局子ども青少年育成部子ども家庭課】	4
○児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の廃止について 【子ども青少年局子ども青少年育成部子ども家庭課】	4
○道路法に基づく市道の区域変更及び供用開始について 【建設局土木部路政課】	5
<公告>	
○都市計画法に基づく工事の完了について 【建築都市局開発調整部宅地安全課】	7
○堺自然ふれあいの森の臨時休園日について 【建設局公園緑地部公園緑地整備課】	7
<農業委員会告示>	
○農業委員会総会の招集について 【農業委員会事務局】	8

告 示

堺市告示第385号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければ

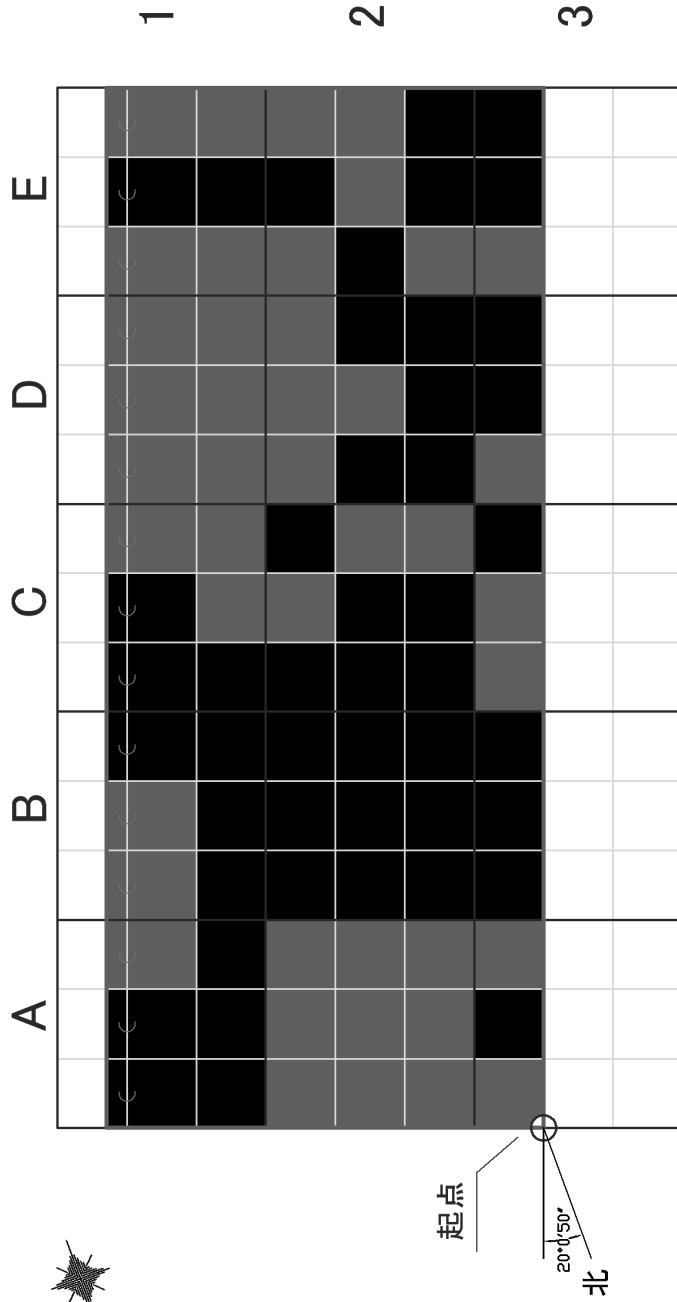
ならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第3項において準用する同法第6条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和元年11月1日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 指定する形質変更時要届出区域（令和元年告示第345号で指定した形質変更時要届出区域への追加）
堺市堺区築港八幡町1番1の一部、1番11の一部及び1番21（次頁図面参照）
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類
ふっ素及びその化合物

形質変更時要届出区域 (追加前後比較)



格子の回転角度【20度0分50秒】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと並行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点中心として、右回りに回転させた角度を示す。

【 単格子名 】

A		
1	2	3
4	5	6
7	8	9

A1-1

【 凡例 】

- 調査対象範囲
- 形質変更時要届出区域 (令和元年9月20日指定)
- 形質変更時要届出区域 (追加申請区画)
- 単格子名
- 単位区画統合記号

堺市告示第386号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の28第1項の規定に基づき、次の事業者を指定障害児相談支援事業者として指定したので、同法第24条の37第1号の規定により告示する。

令和元年11月1日

堺市長 永 藤 英 機

指定障害児相談支援事業者（指定日 令和元年11月1日）

設置者名称	設置者の主たる事務所の所在地又は住所	事業の種類	事業所の名称	事業所の所在地	事業所番号
株式会社ケアサポートりんぐ	堺市南区檜尾114番地1	障害児相談支援	せんしゅう療育相談室	堺市南区檜尾114番地1	2776400133
TKサポート合同会社	堺市西区上野芝向ヶ丘町4丁24番72号	障害児相談支援	あがいていーだ相談支援室	堺市北区百舌鳥本町1丁6番1号 H. Iビル2階	2776500171

堺市告示第387号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の28第1項の規定に基づき指定した次の事業者について、同法第24条の32第2項の規定に基づき、次のとおり指定障害児相談支援の事業の廃止に係る届出があったので、同法第24条の37第2号の規定により告示する。

令和元年11月1日

堺市長 永 藤 英 機

指定障害児相談支援事業者（廃止日 令和元年11月1日）

設置者名称	設置者の主たる事務所の所在地又は住所	事業の種類	事業所の名称	事業所の所在地	事業所番号
有限会社 茶の木	大阪府柏原市 旭ヶ丘二丁目 14番6号	障害児相談 支援	介護支援セン ター茶の木堺 相談支援室	堺市北区百舌鳥 梅北町三丁目125番 地162	2776500148

堺市告示第388号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路の区域を次のよう
に変更して、告示の日から供用を開始する。

その関係図面は、堺市建設局土木部路政課において、告示の日から14日間一般の縦覧
に供する。

令和元年11月1日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名 別紙調書のとおり
- 3 敷地の幅員及びその延長 別紙調書のとおり
- 4 供用開始の区間 別紙調書のとおり

道路区域変更調書

路線名	区間 から まで	旧 新	敷地の		備考
			幅員m	延長m	
新金岡43号線	北区新金岡町4丁8番2地先	旧	6.20 6.21	63.38	(ヨ174)
		新	12.01 12.02	63.38	
	北区新金岡町4丁8番2地先	旧	6.20 6.21	63.38	
		新	12.01 12.02	63.38	

公 告

堺市公告第569号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和元年11月1日

堺市長 永 藤 英 機

1 開発区域

堺市南区片蔵508番1の一部、512番7及び518番3の一部

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府堺市中区深井清水町3818番地

新都市開発株式会社

代表取締役 巴山 博

堺市公告第570号

堺市公園条例（昭和35年条例第18号）第32条第1項第2号の規定に基づき、堺自然ふれあいの森の臨時休園日を指定管理者が定めたので、同条第2項において準用する同条例第31条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和元年11月1日

堺市長 永 藤 英 機

1 臨時休園日

(1) 令和元年11月12日（火）から令和元年11月15日（金）まで

(2) 令和2年2月18日（火）から令和2年2月21日（金）まで

※休園に係る工事の進捗状況によっては、上記以外の期間についても休園する場合があります。

2 休園理由

堺自然ふれあいの森「森の館」屋上防水改修ほか工事の施工に伴う安全上の配慮のため。

農業委員会告示

堺市農業委員会告示第12号

堺市農業委員会総会を招集するので、堺市農業委員会総会規則（昭和38年農業委員会規則第3号）第2条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和元年11月1日

堺市農業委員会
会長 田中 宏

[日時]

令和元年11月7日（木）午後1時30分

[場所]

市役所高層館12階 農業委員室

[付議すべき事項]

- 1 農地法第3条の規定による許可申請について
- 2 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について
- 3 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 4 農地法第4条及び第5条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について
- 5 その他